



平成20年度から実施

# にかかる税制改正

皆さんが納めた税金は、福祉や教育、公園・道路整備など、皆さんの日常生活に身近にある公共サービスや公共施設に幅広く使われています。収入に応じてかかる住民税について、平成20年度より下記の点が変わります。今回はその改正点についてお知らせします。

# 住民税

## 1 地震保険料控除が創設されます。(損害保険料控除は廃止)

《平成20年度以降の住民税、平成19年分以降の所得税について適用》

地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、災害時における将来的な国民負担の軽減を図るとの観点から、現行の損害保険料控除を改組し、新たに「地震保険料控除」が創設されます。

これに伴い、これまでの損害保険料控除が変わります。平成20年度から短期損害保険料控除が控除対象からはずれ、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)に係る保険料などについては、従前の損害保険料控除を適用します。

住民税・所得税において、地震保険料等の下記の金額が控除されます。

住民税	地震保険契約に係る保険料等の金額の2分の1に相当する金額(最高2万5千円)
所得税	地震保険契約に係る保険料等の全額(最高5万円)



※上記の金額は、住民税・所得税の各控除額におけるそれぞれの限度額を示しています。

## 自由意見の一部をご紹介します

- ・家族や友人(特に子ども)は毎年参加、楽しみにしているので夏まつりは毎年続けて欲しい。
- ・色々な困難はあるとしても継続することが必要。孫たちに思い出として残るまつりにしてほしい。
- ・夏まつり、大中遺跡まつりは町にとって魅力の1つである。シャトルバスも素晴らしい。
- ・毎年企画ごとの総括と反省を行い継続を目指すことが重要。また、新企画の取り入れで新しい参加者層の開拓を目指す。
- ・夏まつりは暑すぎて行く気になれない。大中遺跡まつりを中心に考え、遺跡のPRを。
- ・内容の充実。各地域のまつりを統合し、無駄を廃する。役員はとも大変。
- ・子どもが成長し、暑さのため足が遠のく。大人が楽しめるようなイベントがあれば、行きたい。
- ・模擬店の数や種類を増やして欲しい。
- ・老人が参加できるようなイベントを企画しては。夏まつりにこだわらなくても良いのでは。
- ・夏まつり、大中遺跡まつりの永続。夏休み中に各地域でのまつりをスタンプリーストにし、最後に町のまつりを開催。町の一体感が望める。



▲つなひき大会

平成15年以前の夏まつりの様子



▲船上結婚式



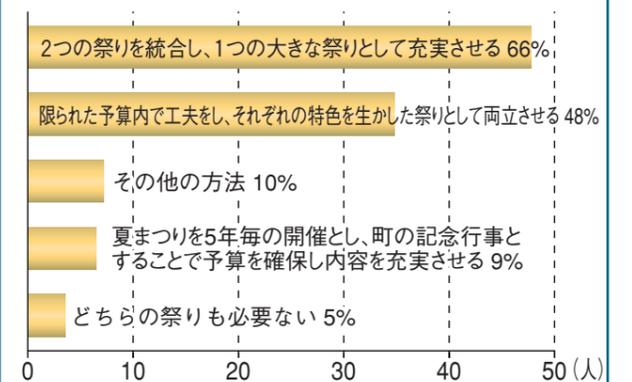
▲大型船でのクルージング

- ・夏まつりは各自治会でも開催し、近隣市町で花火大会もある。遺跡まつりに力を入れるべき。
  - ・夏まつりの花火大会をまたやって欲しい。そうすると参加者が増えると思う。
  - ・夏は花火大会のみを開催。遠くからでも見えるのでうれしい。
  - ・2年に1度でもいいから花火大会を復活させて欲しい。
- ここに紹介させていただいているもの他たくさんのご意見・ご提案をいただきました。ありがとうございました。

### 問7.

今年兵庫県立考古博物館が開館しますが、これを機に播磨町の文化資産である大中遺跡を活用したまちづくりを進めていきたいと考えております。その方策の1つとして、大中遺跡まつりの内容を充実させていきたいと考えております。

一方で、財政的な問題から夏まつりと大中遺跡まつり両方の規模を拡大していくことは困難であり、また、2つの祭りの実行委員会に重複して関わる団体も多くあることから、人的な負担も重くなっている状況です。今後いろいろな制約がある中で、祭りを盛り上げていくためには、あなたはどうすべきだと思いますか。



皆さんにいただきましたご意見・ご提案は、すべて夏まつり実行委員会に提供させていただき、次回のまつりの検討材料とさせていただきます。

▼問い合わせ 企画グループ  
☎079 (435) 0356

### 3

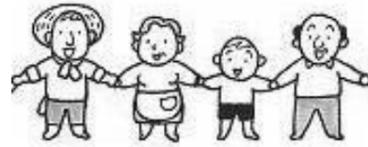
## 所得変動があった方について経過措置が適用されます。 《平成19年度の住民税についてのみ適用》

平成19年度に行われた税源移譲による制度改正のため、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、平成19年度の住民税（平成18年中の所得で計算）で税負担が上がった分を平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。

このような、平成18年中の所得と平成19年中の所得との変動に伴う負担増を調整するために、経過措置が設けられています。

この経過措置は、平成20年7月1日から同月31日の間に、平成19年1月1日時点の住所地の市町村に申告することで適用されます。

詳細は決まり次第広報などでお知らせします。



#### 対象者

次の（ア）（イ）の両方にあてはまる方

（ア）平成19年度の住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が、住民税と所得税との人的控除額の差の合計額より大きい方

（イ）平成20年度の住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が、住民税と所得税との人的控除額の差の合計額以下の方

#### 計算方法

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、差し引いた額を減額します。（既に納付済みの場合は、還付します）

### 4

## 65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う経過措置が廃止されます。 《平成20年度以降の住民税についてのみ適用》

平成17年1月1日現在において、65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれの方）で前年の合計所得が125万円以下の方については、平成19年度は年税額の3分の1が減額されていましたが、平成20年度からは全額課税となります。

平成18年度	均等割 所得割	1,300円 3分の1を課税
↓		
平成19年度	均等割 所得割	2,600円 3分の2を課税
↓		
平成20年度	均等割 所得割	4,000円 全額課税

※平成18年度から上記の均等割に県民緑税800円が加算されています。（県民緑税は減額の対象にはなっていません）



▶ 住民税に関するお問い合わせ 税務グループ ☎ 079 (435) 0358

### 2

## 住宅借入金等特別控除の減少額相当分が住民税から控除されます。 《平成20年度から平成28年度の住民税について適用》

住宅借入金等特別控除は所得税にのみある制度でしたが、税源移譲により所得税が減少した結果、控除限度額が所得税額を超えてしまい、控除しきれなくなる場合があります。このような場合には、翌年度の住民税を減額する方法で、住宅借入金等特別控除を受けている方が不利にならないようにするための調整措置（平成20年度から平成28年度の住民税に適用）が、下記の通り導入されます。



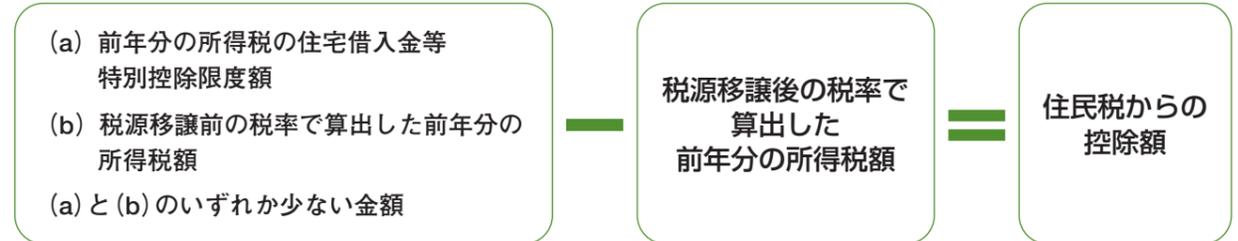
#### 対象者

平成11年から平成18年末までに入居した方で、次の（ア）または（イ）のどちらかにあてはまる方。

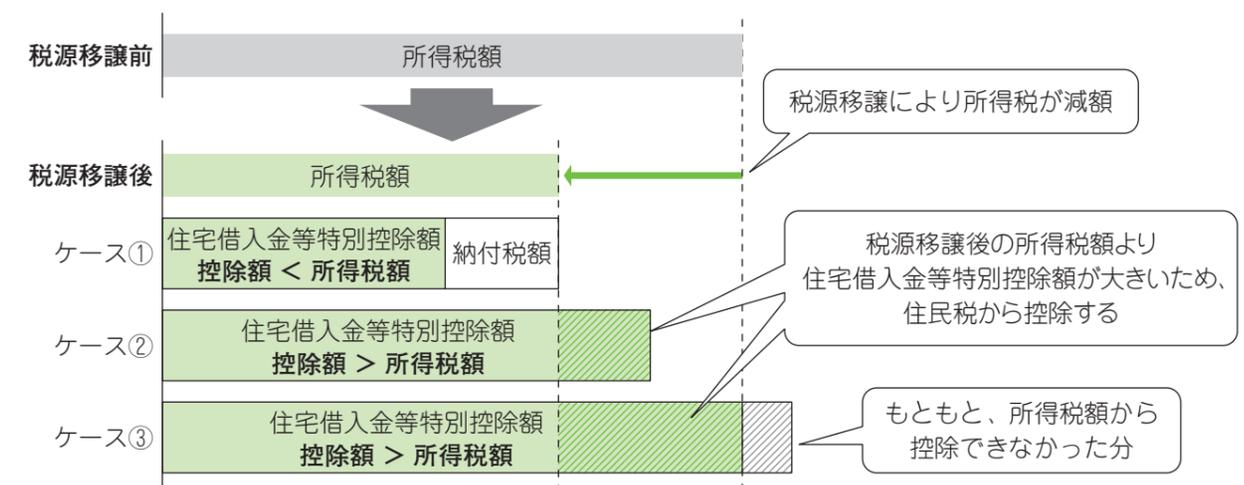
（ア）税源移譲により所得税額控除が減少することにより、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方

（イ）住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

#### 計算方法



#### ケース②と③の場合、住民税において控除が受けられます



対象者の方は、適用を受けようとする年度ごとに、賦課期日（1月1日）現在の市町村に、その年の3月15日までに申告書を提出する必要があります（平成20年度分は平成20年3月17日まで）。年末調整によって所得税における住宅借入金等特別控除の適用を受けた方についても、市町村に申告書を提出する必要があります。なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して住民税用の申告書を提出することになります。詳細は決まり次第広報などでお知らせします。

# 住民基本台帳(住基)カードは身分証明書として利用できます

顔写真付きの住基カードは金融機関で口座を開設するときや携帯電話を新規購入する場合などに、運転免許証などと同様に身分証明書として利用できます。運転免許証のない方や、運転免許証を返納したご高齢の方に特に役立ちます。



## 住民基本台帳カード取得に必要なもの

- 1 縦45ミリ×横35ミリの写真 上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影したもの ※1
- 2 運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付き証明書など ※2
- 3 印鑑
- 4 交付手数料500円
- ※1 役場内で顔写真を撮るサービスもご利用いただけます。(無料)
- ※2 官公署が発行した顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、「ご自宅」に照会文書を送付しますので、カードをお渡しできるまで(2、3日)かかります。

## 新しい住所

新しい住所は、従来の土地の番地を使った表わし方をやめ、住所だけに使う番号(ハウスナンバー)を使っています。ハウスナンバーは、道路や水路など目に見えるものを利用して、一定のルールに従って番号をつけます。

## だれにでもわかりやすく

住居表示を実施した区域の建物には、1軒ずつ住居番号表示板を取り付けます。公園などには案内板を設置し、電柱にも表示板を設置します。そのため、地図上で目的地を探すことが楽になるだけでなく、現地でも簡単に目的地にたどり着くことができます。

# 11月5日(月)から西野添・東野添地区の住居表示を実施します

▶ 問い合わせ 住民グループ ☎079(435)2364

播磨町では、住みよい町づくりの一環として、町内の市街地全域を対象に順次「住居表示」を実施しています。この度、11月5日より西野添・東野添地区で住居表示を実施し、この地区では住所が新しくなります。

## 従来の住所(土地の番地)

- 播磨町西野添〇丁目〇〇番地の〇〇
- 播磨町二子〇〇番地の〇〇
- 播磨町西野添東〇丁目〇〇番地の〇〇

## 新しい住所(ハウスナンバー)

- 播磨町西野添〇丁目〇番〇号
- 播磨町東野添〇丁目〇番〇号

# 播磨町塵芥処理センター ISO14001更新審査に合格

ISO14001って、なに? 事業所や組織が環境への悪影響を少しでも減らすために、削減目標を定めて改善していくシステムのことです。「ISO14001」とは、国際標準化機構が定める環境保全に関する国際規格です。播磨町塵芥処理センター環境マネジメントシステムは、平成13年10月にこの国際規格を満たし、(財)日本品質保証機構から認証登録を受けました。

## 播磨町塵芥処理センターでは、環境負荷削減に努力しているということ?

はい、国際規格を満たしているとして平成13年10月に認められたのです。

しかし、環境負荷削減への努力は継続して実施、改善していくことが必要です。そのため、この認証登録には有効期間があります。播磨町塵芥



## 前よりもっと、環境にやさしい塵芥処理センターになっているということ?

はい、認証登録前年と登録最終年の施設稼働状況を比較すると、表の通り大幅に改善されていることがわかります。

項目	登録前(平成12年度)	登録後(平成18年度)	改善内容
年間ごみ焼却量	11,756 t	9,758 t	17%削減
年間電気使用量	1,327,319 kWh	1,246,111 kWh	6%削減
年間重油使用量	18,873 l	13,457 l	29%削減
年間温室効果ガス排出量	7,412 tCO <sub>2</sub>	4,737 tCO <sub>2</sub>	36%削減

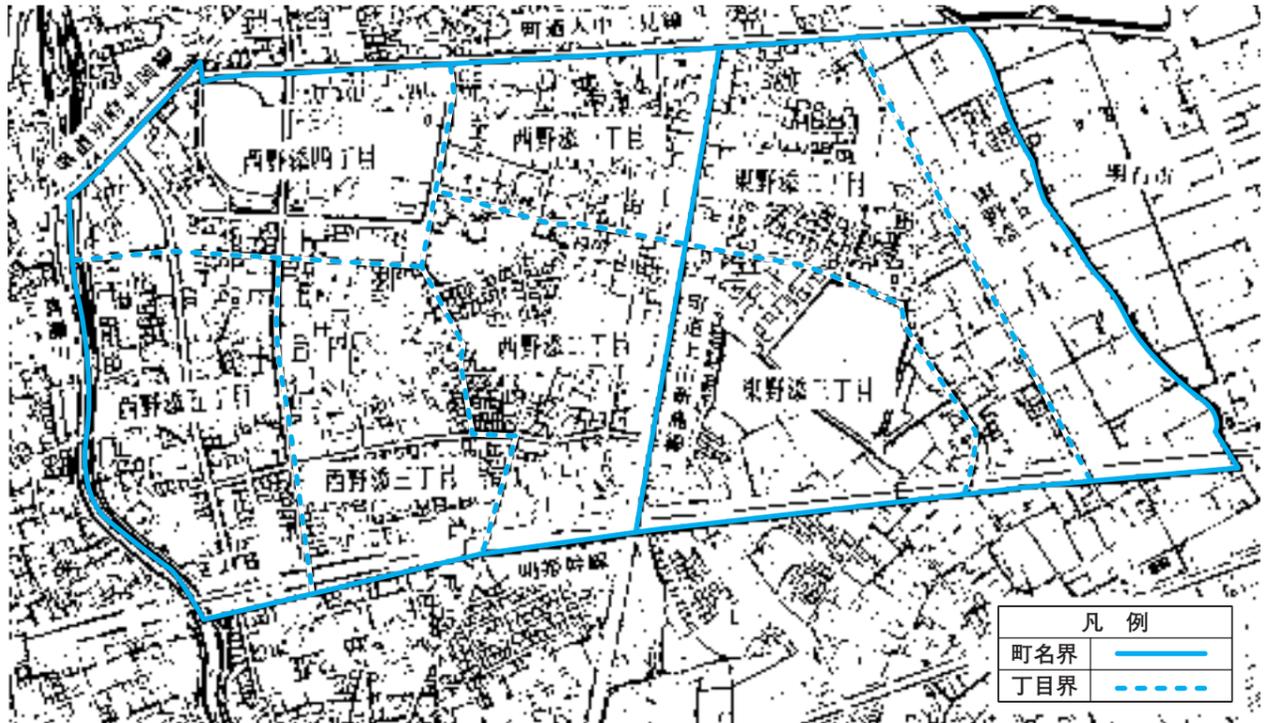
項目	登録前(平成12年度)	登録後(平成18年度)	改善内容
ダイオキシン	0.82 ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.23 ng-TEQ/m <sup>3</sup>	72%削減
ばいじん	0.019 g/m <sup>3</sup>	0.006 g/m <sup>3</sup>	68%削減
塩化水素	186 mg/m <sup>3</sup>	131 mg/m <sup>3</sup>	30%削減
硫酸化物	14 ppm	10 ppm	29%削減
窒素酸化物	140 ppm	127 ppm	9%削減

※単位の読み方 t(トン)、kwh(キロワットアワー)、l(リットル)、tCO<sub>2</sub>(トンイ氧化碳)、ng-TEQ/m<sup>3</sup>(ナノグラムトキシルベンゾフルベンゾピレン当量)、g/m<sup>3</sup>(グラム毎立方メートル)、mg/m<sup>3</sup>(ミリグラム毎立方メートル)、ppm(ピコパーセント)

このことは、高齢化社会において、緊急時の対応にとっても有効だと考えます。

## 西野添・東野添地区の皆さんへ

10月中旬より、新しい住所のお知らせを各戸に配布しております。住所の変更手続きなどの説明パンフレットと一緒にお渡ししておりますので、必要な手続きをお願いします。お知らせが届いていない方は、恐れ入りますが住民グループまでご連絡ください。一時的にご不便をおかけしますが、住居表示の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



凡例	
町名界	———
丁目界	-----

# 災害に備えてBAN-BANテレビと緊急放送協力

▼問い合わせ 健康安全グループ ☎079(435)2721  
 ▼BAN-BANテレビの加入についてのお問い合わせ  
 BAN-BANテレビ(株) ☎0120(34)1442

水田川と喜瀬川に水位を監視するための河川監視カメラが設置され、住民の皆さんにも9月3日からBAN-BANテレビの道路チャンネル(デジタル017、アナログ51)で、ご覧いただけるようになりました。役場内にも同カメラからの映像を24時間監視できるモニターが設置され、災害時に備える体制を整えました。また、災害時における緊急放送についても必要な情報を迅速に住民の皆さんにお届けできるよう、BAN-BANテレビと協力する内容の協定書を交わしました。



▲水位を確認する量水標を設置した橋桁



▲水田川 古田西公園西寄り

▲喜瀬川 本荘下橋付近

# 議会の映像中継を開始!

▼議会中継についての問い合わせ  
 議会事務局 ☎079(435)2387

12月定例会から、議場へ傍聴にお越しになれない住民の皆さんに、ご自宅などで本会議の様子をご覧いただけるよう、議会中継を実施します。この議会中継では、本会議の生中継及び録画映像をインターネットを通じて提供します。インターネットが利用できる環境であれば、公開中の映像をいつでもご覧いただけます。

●中継する会議  
 播磨町議会定例会及び臨時会

●生中継について  
 本会議の開催中のみご覧いただけます。また、第1庁舎ロビーでも大型テレビでご覧いただけます。

●録画映像について  
 録画映像は、その日の会議が終了した5日後(土、日曜、祝日を除く)から公開し、その後3年間ご覧いただけます。



▲第1庁舎ロビーでも会議の中継をご覧いただけます

# 役場第1庁舎駐車場側の入り口で、案内窓口業務を始めました

行政サービスの向上を目指し、役場第1庁舎の玄関ロビーで管理職員が窓口案内業務の試行を実施しました。

9月25日から10月23日までの試行期間に調査した来庁者数や案内内容などの結果をもとに、今後の窓口案内の設置について検討していく予定です。

▼問い合わせ 総務グループ ☎079(435)0357



# 12月1日から 国民健康保険被保険者証が新しくなります

▼問い合わせ

保険年金グループ ☎079(435)2581

国民健康保険の被保険者証が、12月1日から新しい被保険者証(一般:うす紫色、退職者:灰色)になり、現在お持ちの被保険者証は使えなくなります。新しい被保険者証は、11月中旬に加入世帯に郵送します。

古い被保険者証は、悪用防止のため、窓口あるいはコミュニティセンターまで返還していただくか、細かく裁断するなどして、各自で処分してください。

※通知書が届いた方については、更新の手続きが必要です。

# 年末調整や確定申告には『社会保険料』《国民年金保険料》《控除証明書》等の証明書の添付や提示が必要です

▼問い合わせ 社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されるお問い合わせ先まで。

## 1 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市町村民税などの社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年一年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付などが必要です。

## 2 毎年11月初旬に送付

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(はがき)」が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付

が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。



## 3 2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。したがって、結果と

して平成19年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されます。年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書を添付などしてください。

## 4 国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となりますので、このような場合は、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付などする必要があります。